

石川県立明和特別支援学校高等部の校則

I 高等部の生活について

【生活の目標】

- ・石川県立明和特別支援学校高等部の生徒として自覚を持ち、人への思いやりをもって日々の生活を送りましょう。
 - ・生徒会活動、部活動、各種委員会活動、学級活動など自ら進んで参加し、充実した学校生活を送りましょう。
 - ・将来、社会人になるために必要な知識やマナーを身に付けるため、言葉遣いや元気なあいさつを習得しましょう。
 - ・生活リズムを整え、健康管理に気をつけましょう。
- 以上のことを踏まえ、本校ならびに社会の一員として規律ある学校生活を送るために、守るべき心得は次のとおりです。

1 服装について

1 本校指定の制服を正しく着用しましょう。

- ・襟元を大きく開かないようにしましょう。
- ・ネクタイを着用する場合は、正しく着用しましょう。原則として、儀式時に着用します。
- ・カッターシャツ（ブラウス）は、ズボンやスカートの中に入れてみましょう。
- ・制服には、校章（エンブレム又はバッジ）をつけましょう。
- ・夏季に着用するカッターシャツ（ブラウス）には、校章（布章又はバッジ）をつけましょう。
- ・カッターシャツ（ブラウス）の下には、下着（シャツやキャミソール）を着用しましょう。
- ・スクールバス利用生徒は、スクールバス用の名札を着用しましょう。
（入学式後、スクールバス生徒に配布します）
- ・防寒具を着用する場合には、派手・華美なものを避け、制服の上から黒、紺、茶、灰色系のウインドブレーカーやジャケット・コートを着用しましょう（パーカーやジャージを制服の下には着用しません）
- ・ズボンには、ベルトまたはサスペンダーをつけ、ズボンがずり下がらないようにしましょう。
- ・スカートの丈は膝程度とします。

2 ジャージ、体操服、シューズの着用（通学用含む）について

- ・学校指定のものを着用しましょう。
（ただし、洗い替えがない場合は以下の基準で対応できます）

- (1) 中学校時着用のジャージ、体操服とします。
- (2) ジャージは紺色を基本として派手や華美でないものとします。
- (3) Tシャツ（半袖・長袖）は無地又は胸にワンポイントのもので白色とします。
- (4) 内履きシューズは原則白色を基本とします。
- (5) 通学用靴・シューズは学生として通学にふさわしいものを着用します。

3 靴下等について

- ・白・黒・紺を基本とします。
- ・タイツ（ストッキング）は、黒・ベージュで無地とします。

4 頭髪について

- ・自然な髪型を基本とします。
- ・パーマ・ドライヤー等による変形、染色・脱色による変色は認めません。

5 装飾品・化粧について

- ・不必要な装飾品（指輪・ネックレス・ピアス）は、認めません。
- ・つめを伸ばすことやマニキュア等は認めません。
- ・口紅等の化粧は認めません。

備考 服装については、生徒の障害特性を十分理解し、指導を行います。

2 生活について

- ① 校内で不要なものや、貴重品は持ってきません。やむを得ず持ってくる場合は、朝、担任に預けましょう。
- ② ゲームセンター、カラオケ、ボウリング場などに行くときは、必ず家族の了解を得てから出かけましょう。
- ③ 出かけるときは必ず保護者に相談、連絡し了解を得ましょう。また、友達の家泊ったり友達を泊めたりしません。
- ④ 好ましい男女交際となるよう、本校のきまりを守りましょう。
 - ・性の逸脱行為は禁止です。
 - ・人目のないところで男女2人が会わないように気をつけましょう。
 - ・休日に友達と会う場合は、必ず保護者に相談、連絡し了解を得ましょう。
- ⑤ いじめはやめましょう。（相手の気持ちになって行動しましょう）
- ⑥ 法律を守り、規範意識を持って行動しましょう。
- ⑦ 学校への飲料の持ち込みについて
 - ・水、お茶、スポーツ飲料のみとします（ジュース等の持ち込みはしません）
 - ・記名した水筒の持ち込みを基本とします。ペットボトルの持ち込みもよいが、カバーをかけた記名することが望ましいです。
 - ・学校の自動販売機の利用は、上記の物のみの購入とします。ただし、授業等で購入する場合はこの限りではありません。

- ③ 基本的な交通ルールを理解し、安全運転ができること
- ④ 自転車通学中、アクシデントがあった場合、保護者や学校に連絡できること
- ※ てんかん発作、疾病異常等があり医師から自転車の乗車を禁止されている場合は許可しません。

(2) 届出手順

- ① 入学式当日、保護者より自転車通学届を担任に提出します。
(3年間指導課で保存)
- ② 指導課の係が通学路について地図で確認をします。
- ③ 上記に基づいて、指導課で審議・判断し届出を受理します。なお、通学距離が届出基準を超える場合は管理職と協議をし、可否を判断します。
- ④ 届出が受理された後、ステッカーを発行します。

(3) 留意点

- ① ヘルメットの着用を推奨しています。(スポーツ型ヘルメットも可)
(令和5年4月1日より道路交通法一部改正によりヘルメット着用努力義務となりました)
例



- ② 石川県自転車条例により自転車保険への加入は令和6年4月1日から義務付けられました。
- ③ 通学かばんを購入する際は、リュックサック型のかばんを推奨しています。
- ④ 自転車通学を行うこととなった場合、雨天の場合であってもスクールバスは利用できません。
その際、雨具を着ての自転車通学、徒歩、公共交通機関、保護者による送迎のいずれかになります。(スクールバス乗車名簿に名前を入れません)
ただし、スクールバス利用者で部活動日のみ自転車通学が許可されている生徒は、当日スクールバスに連絡を入れれば、スクールバスに乗車できます。
(スクールバス乗車名簿に名前を入れます)
- ⑤ 冬季のみスクールバスを利用するときは、担任に申し出てください。
- ⑥ 積雪時は自転車通学を禁止します。
- ⑦ 改正道路交通法「ながらスマホ」罰則強化(令和6年11月1日施行)を遵守します。
中高生が関係しやすい危険行為(スマホ操作、イヤホン装着、傘さし運転)を重点指導します。

(4) 通学期間が短期間の場合(1日の場合を含む)の自転車通学について

通常の届出手順によらず以下のとおりとします。（自転車通学許可を受けている場合）

保護者からの申し出

①職場実習の場合

- ・担任は、指導課、進路課、部主事に連絡します。
- ・実習同意書と共に自転車通学届（短期間用）を提出します。

②その他の場合

- ・西部緑地公園（高校総合体育大会陸上競技）等
- ・担任は、指導課、部主事に連絡します。
- ・自転車通学届（短期間用）を提出します。

【留意事項】

- ・自転車通学届を出していない生徒について、担任（学校職員）は、保護者と連絡を取り、生徒が安全に自転車を運転することができるかどうか直接確認します。安全が確認できれば、届出を受付けます。

6 自動車学校入校について

3年生で進路が内定し、本人・保護者から希望があった場合、以下の手順で手続きを進めます。

（1）自動車学校入校許可手順

①学級担任

- ・保護者からの申し出を指導課・進路課・部主事に連絡します。
- ・本人・保護者に自動車学校入校許可基準を説明します。

②学校長

自動車学校入校許可基準に基づき、自動車学校入校許可の可否を判断します。

③学級担任

学校長の許可により自動車学校許可願を保護者に配布します。

7 アルバイトについて

家庭の事情等やむを得ない場合、以下の手順で手続きを進めます。

（1）アルバイト許可手順

①学級担任

- ・保護者からの申し出を指導課・進路課・部主事に連絡します。
- ・本人・保護者にアルバイト許可基準を説明します。
- ・保護者に、アルバイト聞き取りシートにて聞き取りを行います。

（①目的 ②期間 ③仕事内 ④アルバイト先 名称や住所 ⑤勤務時間 ⑥通勤方法等）

★その際、デメリットについても保護者に伝えます。

- ・将来アルバイトした会社並びにその関連会社で就労する際、アルバイトの雇用実績（過去3年間）があるため、障害者雇用に関する様々な援助制度を会社が利用できなくなります。

《援助制度》

石川県障害者職場実習、障害者トライアル雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金、ファースト・ステップ奨励金等々

- ・アルバイト先企業とまったく関係のない会社への就労であれば、通常通りの助成制度の利用が原則可能です。

②学校長

アルバイト許可基準に基づき、アルバイト許可の可否を判断します。

③学級担任

学校長の許可によりアルバイト許可願を保護者に配布します。

8 部活動について

(1) 目的

技能の習得、記録の向上をめざします。
活動を通して人間形成や社会性の育成に努めます。

(2) 活動期間等

①活動期間

3年間同じ部活動を継続します。

②活動日及び活動時間

原則として、5月連休明けから12月中旬の火曜日 15:30～16:30

(3) 活動種目

* 2名以上の部員が必要。

種 目	内 容
陸上競技部	高校総体や各種ロードレース出場のための記録の向上をめざした練習
和太鼓部	各種発表会に参加するための、太鼓の技能を高める練習
パソコン部	各種検定の合格をめざし、パソコンの技能の向上を目指した練習
茶華道部	日本の文化を味わうこと及び、礼儀作法を学ぶ
美術部	各種作品展に出品するための制作技能を高める練習や作品作り
サッカー部	全国障害者スポーツ大会出場のための体力及び技能の向上を目指した練習

(4) 参加条件 下記の条件を満たす生徒を対象とします。

- ① 本人に明確な参加の意志があること。
- ② 活動意欲があり、集団での活動ができること。
- ③ 部活動で使用する道具を正しく扱うことができること。
- ④ 各部活動の決まりやルールが理解できること。
- ⑤ 健康面で問題がないこと。(運動部のみ)
- ⑥ 一人で着替えができること。(運動部のみ)
- ⑦ 路線バスや徒歩、自転車などにより自分で自宅へ帰ることができること、
又は、保護者、デイサービスのお迎えが必ずできること。

(5) 活動費 各部ごとに必要な金額を徴収します。

(6) 部活動入部に関する書類

入学後に配布し、入部を希望する場合は、部活動入部願を提出してください。